

## その他の改正項目

項 目	内 容 ・ 適 用 時 期 等
 エンジェル税制の拡充（所得税・個人住民税）	<b>【見直し内容】</b> 再投資期間の要件について、株式譲渡益が発生した翌年末まで延長 <b>【適用時期】</b> 2026年1月1日以降の再投資に係る株式の取得
 ストックオプション税制の適正化（所得税・個人住民税）	<b>【見直し内容】</b> 受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合には、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなす <b>【適用時期】</b> 適用時期未定
 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の添付書類の見直し（所得税・個人住民税）	<b>【見直し内容】</b> 控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする <b>【適用時期】</b> 2026年分以後の確定申告書を2027年1月1日以後に提出する場合について適用
 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	<b>【適用期限】</b> 2027年3月31日(2年延長)
 認定医療法人の医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の収入要件の見直し	<b>【見直し内容】</b> 収入要件判定の算定において、社会保険診療等収入、医療保険収入、医療診療収入に補助金収入を含むこととする <b>【適用時期】</b> 適用時期未定(関係法令の改正次第)
 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の見直し・延長	<b>【見直し内容】</b> マンション管理組合が所定の手続きを行った場合には、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなくても減額措置を適用することができる <b>【適用期限】</b> 2027年3月31日(2年延長)
 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の延長	<b>【適用期限】</b> 2027年3月31日(2年延長)
 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の見直し・延長	<b>【見直し内容】</b> 特定増築等に着手するまでの期間を不動産取得後3年以内(現行:2年以内)、取得する建築物の築年数要件を新築の日から15年(現行:10年)を経過したこととする <b>【適用期限】</b> 2027年3月31日(2年延長)
 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し・延長	<b>【見直し内容】</b> 特定増築等に着手するまでの期間を不動産取得後3年以内(現行:2年以内)、取得する建築物の築年数要件を新築の日から15年(現行:10年)を経過したこととする <b>【適用期限】</b> 2027年3月31日(2年延長)
 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長	<b>【適用期限】</b> 2025年8月31日(5ヶ月延長)
 外国子会社合算税制の見直し（法人税・所得税）	<b>【見直し内容】</b> 内国法人が外国関係会社の所得を合算する時期をその外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月(現行:2月)を経過する日を含むその内国法人の事業年度とする(居住者においても同様) <b>【適用時期】</b> 内国法人の2025年4月1日以降に開始する事業年度から適用

# 今後検討が想定される主な項目

## これまでの税制改正大綱により取り上げられたその他の検討事項

- ◎ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2027年度において、1兆円強を確保する。所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。
- ◎ 今後の法人税については、これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が**国内設備投資**や**賃上げ**に積極的に取り組むよう、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリある法人税体系を構築していく。
- ◎ **年金課税**については、各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、公的年金等控除の見直しの考え方等も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- ◎ **暗号資産取引に係る課税**については、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、その見直しを検討する。
- ◎ **新築住宅に係る固定資産税**の税額の減額措置については、住生活の安定の確保及び向上の促進に向け、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。
- ◎ 現行の事業用及び貸付事業用の**小規模宅地等の特例**について、相続後短期間で資産売却が可能であることを踏まえ、制度の濫用を防止する観点から引き続き検討する。

## 会計検査院 決算検査報告(2023年度分)

会計検査院の決算検査報告(2023年度分)において、財産評価基本通達に定められている「取引相場のない株式の評価」に関する項目が取り上げられました。会計検査院の報告が税制改正の契機となった例は少なくないことから、今後の税制改正の動向を注視する必要があります。

### 会計検査院の所見概要

#### (1)原則的評価方式

類似業種比準方式及び併用方式による評価額が純資産評価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定される傾向がある。各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じており、申告評価額は、評価会社の規模が大きい区分ほど純資産評価額に比べて低くなる状況となっていた。

異なる規模区分の株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない。

#### (2)配当還元方式

評価通達制定当時(1964年)の金利等を参考にするなどして還元率が設定されているが、その後、金利の水準が長期的に低下する中で約60年の間、見直されていない。社会経済の変化を考慮する必要がある。

## 相続対策と資産運用の視点から 個人資産家の対応は？

- 1 次世代(後継者)を含めたファミリー内で話し合い、中長期的な財産運用・承継プランを立案して実行する。
- 2 経済環境の大きな変化を的確にとらえ、ポートフォリオの再構築を行い、可処分所得ベースでの手残り増加を目指す。
- 3 資産管理会社の活用など、多角的な視点からキャッシュフロー改善の検討を行う。また、将来、租税負担が増加することを想定して納税プランの準備をする。
- 4 まさかの事態や争続リスクに対する準備を、専門家集団を交えて整えておく。
- 5 多過ぎる不確かな情報に惑わされることなく、正しい知識に基づいた適切な選択肢を確保し、次世代への財産承継を確かなものにする。

## 事業承継を検討していくにあたり オーナー経営者に必要となる考え方とは？

- 1 事業承継を後押しする制度をすべて並べたうえで、自社の事業承継の方針を検討し、最適な資本政策を立案する。
- 2 自社の事業を成長させることのできる後継者を選定する。
- 3 経営を安定化させる株主構成を構築し、一族株主で会社を支えられるような仕組みを整える。
- 4 事業承継のプランを策定し、大きな税制改正にも即座に対応できるように備えておく。
- 5 時代にあった資産運用を行い、きたる経済環境の変化に備えて資産を保全する。